商品概要説明書 四国労働金庫

無担保住宅ローン		
お申込みいただける方	〇勤続年数1年以上の方 〇年収150万円以上の方 ※当金庫の審査基準にもとづく審査の結果、ご融資ができない場合がございますのでご了承ください。	
お使いみち	ご本人および2親等以内の親族の新築・増改築・改修・外構工事等、居住用住宅のために必要な費用。 土地建物購入、土地取得等の費用、空き家の解体費用および他行の同種ローン(公的資金を含む)の借換 に必要な費用にご利用いただけます。 ※事業用店舗・事務所等にかかる費用、事業資金、投機的資金、政治資金、負債整理資金、賃貸の用に 供する不動産の取得・リフォームに係る資金にはご利用いただけません。	
ご融資限度額	2, 000万円以内 ※組織形態・雇用形態等によりご利用限度額が異なりますので、店頭にてご確認ください。	
ご融資期間	2 5年以内	
計画を変える。	変動金利・固定金利の選択が可能です。 1. 変動金利を選択された場合の借入利率変更の基準 ①借入利率については、金銭消費貸借契約書(借入要項)で定める基準金利を基準として、基準金利の変更に伴って引き上げまたは引き下げられます。 ②基準金利が廃止された場合および金融情勢の変化その他相当の事由により当金庫が基準金利を適用することを廃止した場合には、当金庫が定める利率を基準金利と読み替えて適用いたします。 2. 変動金利を選択された場合の借入利率の変更時期 ①借入利率は毎年4月1日および10月1日、いずれも当金庫の休日の場合には翌営業日(以下「見直し基準日」といいます。)に見直します。 ②見直し後の借入利率は、今回見直し基準日現在の基準金利を基に算出します。 ③前項により見直した借入利率の適用開始日は、4月1日見直し基準日の場合は同年7月の返済日の翌日から、10月1日見直し基準日の場合は翌年1月の返済日の翌日から適用されます。 新金利適用日 7月の返済日の翌日 1月の返済日の翌日 ④変動金利により、借入利率が上昇した場合の返済金の見直しについて ○返済額はご融資から5年目ごとに利率、残高、返済期日をもとに再計算し、増額が必要かどうかを算出します。 ○5年間は返済額が変わりません。 ご融資日から10月1日を5回経過した直後の2月分返済金より変更になります。 ○5年間は返済額が変わりません。 ご融資日から10月1日を5回経過した直後の2月分返済金より変更になります。 ○5年間の見直し時に当初契約期間内に返済が終了するように再計算されます。 ただし、新返済金は見直し前の返済金の1.25倍が限度となります。 なお、返済金額は1円単位となります。 ○最終約定返済日に元金などが残った場合、原則として一括返済していただくことになります。 ⑤借入利率が変更された場合、当金庫は利率変更の内容について当金庫の本支店もしくはホームページに掲示、または書面により通知するものとします。	

商品概要説明書 四国労働金庫

ご返済方法	元利均等(毎回の元金と利息の合計額が同じ)による均等返済または均等加算併用返済のどちらかをお選びいただけます。 ※繰上返済(一部・全額)はいつでも可能です。繰上返済手数料は不要です。
担 保	不要です。
保証機関	原則として保証人は不要です。 ※当金庫指定の保証協会(一般社団法人 日本労働者信用基金協会)をご利用いただきます。
保証料	保証料は当金庫が負担いたします。
団体信用生命保険	万一の場合に備えて、当金庫が掛け金(保険料)を負担して、「ろうきん団体信用生命保険」にご加入いただいております。ご加入を原則としますが、お客様が不加入を希望する場合や、加入時の「健康告知」・「年齢」等により加入できない場合は、「不加入確認書」をご提出いただきます。
段階審査	段階審査制度とは、「一般社団法人 日本労働者信用基金協会」における審査をさせていただいた結果、保証基準等を満たさないなどの場合に対して、第二保証機関「株式会社 オリエントコーポレーション」におきまして、再度、審査をさせていただく制度です。なお、再審査をさせていただいた結果、ご希望にそえない場合がございますので、あらかじめご了承ください。当金庫では、一人でも多くのお客様に「ろうきんローン」をご利用いただくため、この「段階審査制度」を採用しています。
苦情処理措置 (ろうきんへの 相談・苦情 お問合わせ)	ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは下記のフリーダイヤルをご利用ください。 【窓口:四国労働金庫お客様相談センター】 0120-505-690 受付時間 平日 午前9時~午後5時 なお、苦情対応の手続については、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただく か、当金庫ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://www.shikoku-rokin.or.jp/
紛争解決措置 (第三者機関 に問題解決 を相談した い場合)	弁護士会の「仲裁センター」にご相談いただくためのご紹介もいたします。 なお、お客様が直接弁護士会へ申し出ることも可能です。 【窓口:全国労働金庫協会 ろうきん相談所】 0120-177-288 受付時間 平日 午前9時~午後5時 【仲裁センター】東京弁護士会紛争解決センター:03-3581-0031 第一東京弁護士会仲裁センター:03-3595-8588 第二東京弁護士会仲裁センター:03-3581-2249 受付時間 平日 午前9時~午後5時 ※仲裁センターご利用にあたっての詳細についても、上記のフリーダイヤルにお問い合わせいただくか、当金庫のホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://www.shikoku-rokin.or.jp/